

国立大学法人東京外国語大学と山形市の相互協力協定書

国立大学法人東京外国語大学（以下「甲」という。）と山形市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、文化、教育、国際交流、まちづくり等の分野において相互に協力し、及び連携することにより、将来を担う人材の育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（相互協力・連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協力し、及び連携する。

- (1) 文化創造都市の推進に関する事。
- (2) 健康医療先進都市の取組に関する事。
- (3) 国際化及び都市間交流に関する事。
- (4) 生涯学習その他の教育に関する事。
- (5) 人材の育成に関する事。
- (6) 前各号に掲げる事項に係る情報発信に関する事。
- (7) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事。

（情報保護）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の実施に当たり、その過程で取得した相手方の情報を他に漏らしてはならない。ただし、当該情報が既に公表されている場合、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月12日

甲 東京都府中市朝日町3丁目11番地1
国立大学法人東京外国語大学

学長 林 佳世子

乙 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市

山形市長 佐藤 孝弘